

七飯町地域公共交通計画（案）の答申について

1 答申の概要

令和3年3月24日付け七政策第125号にて、七飯町から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通計画を作成するに当たり、同法第6条第1項の規定に基づき、その案となる七飯町地域公共交通計画（案）（以下「町計画（案）」という。）について、必要な調査、協議等を実施してほしい旨の諮問書が提出されていた。

この度、これまで本協議会で実施してきた調査、協議等を取りまとめた町計画（案）について、七飯町へ答申する。

2 答申までの流れ

第8回協議会（8月17日付議・書面開催）で
町計画（案）の説明



町計画（案）に関する各委員から意見等照会
（8月17日まで）



第9回協議会（8月下旬から9月上旬まで・対面開催を想定）
で意見を反映させた町計画（案）を協議



9月上旬に七飯町へ町計画（案）を答申

3 町計画（案） 別紙資料5-2のとおり

4 町計画（案）に関する意見書 別紙資料5-3のとおり

参考資料

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）（抄）

（地域公共交通計画）

第五条 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

（協議会）

第六条 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下この章において「協議会」という。）を組織することができる。